

障がい福祉のしおり



みきゃん使用許諾番号
2706042

はじめに

このしおりは、愛南町にお住まいの障がいのある人やその家族の人が利用できるサービスやその内容などを紹介するものです。

【障がい福祉サービスを利用することができる人】

- ①身体障害者手帳の交付を受けた人
- ②療育手帳の交付を受けた人
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ④精神疾患で障害基礎年金を受給している人
- ⑤自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受けた人
- ⑥公的な機関で発達障がいであると診断を受けた人
- ⑦国が定める難病疾患があると診断を受けた人

平成22年6月作成
平成25年5月修正
平成27年6月修正
平成29年6月修正
令和2年1月修正
令和5年3月修正

このしおりをお読みいただき、利用を希望されるサービスがありましたら、ご相談ください。

なお、65歳以上の方、2号被保険者(40歳以上64歳未満)で介護保険法で定める特定疾病と診断を受けた方は、介護保険制度のサービスが優先されますので、事前にお問い合わせください。

【介護保険法で定める特定疾病】

- がん(医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 両側の膝関節又は股関節の著しい変形に伴う変形性関節症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 後縦靭帯骨化症
- 閉塞性動脈硬化症
- 多系統萎縮症
- 脊髄小脳変性症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 脊柱管狭窄症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 関節リュウマチ
- 脳血管疾患
- 早老症

【障害福祉制度の概要】

障害者福祉制度は、2003(平成15)年4月の「支援費制度」の導入により、従来の「措置制度」から大きく転換されました。措置制度では行政がサービスの利用先や内容などを決めていましたが、支援費制度では障害のある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりました。しかし、導入後には、サービス利用者数の増大や財源問題、障害種別(身体障害、知的障害、精神障害)間の格差、サービス水準の地域間格差など、新たな課題が生じてきました。

これらの課題を解消するため、2005(平成17)年11月に「障害者自立支援法」が公布されました。新しい法律では、これまで障害種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障害の状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」(現在は「障害支援区分」という)が導入され、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。また、安定的な財源確保のために、国が費用の2分の1を義務的に負担する仕組みや、サービス量に応じた定率の利用者負担(応益負担)が導入されました。

同制度については施行後も検討が行われ、特に利用者負担については、軽減策が講じられてきました。そして、2010(平成22)年の法律改正では、利用者負担が抜本的に見直され、これまでの利用量に応じた1割を上限とした定率負担から、負担能力に応じたもの(応能負担)になり、2012(平成24)年4月から実施されています。

2012(平成24)年6月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、この法律により2013(平成25)年4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となり、障害者の範囲に難病等が追加されるほか、障害者に対する支援の拡充などの改正が行われました。

目次

【1】福祉に関する主な法制度	1頁
【2】障害者総合支援法に基づくサービス	2頁
【3】児童福祉法に基づくサービス	3頁
【4】その他の制度やサービス	4頁
【5】障がい者虐待	5頁 ~ 6頁
【6】障害者手帳(身体・療育・精神)	7頁 ~ 9頁
【7】相談支援	11頁 ~ 12頁
【8】介護給付・訓練等給付	13頁 ~ 18頁

【9】就労支援	19頁 ~ 20頁
【10】18歳未満のお子さんへの支援	21頁 ~ 22頁
【11】成年後見制度	23頁 ~ 24頁
【12】地域生活支援事業	25頁 ~ 26頁
【13】補装具	27頁
【14】自立支援医療	29頁 ~ 30頁
【15】年金・手当に関すること	31頁 ~ 38頁
1. 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当	(31頁 ~ 33頁)
2. 障害基礎年金	(35頁 ~ 36頁)
3. 特別障害者給付金	(37頁)
4. 心身障害者扶養共済制度	(38頁)

【16】交通機関等の割引に関すること

1. 公共交通機関運賃
2. 有料道路通行料

39頁 ~ 41頁

(39頁 ~ 40頁)

(41頁)

【17】各種料金・利用料等に関すること

1. NHK放送受信料の免除
2. 公共施設等の利用料
3. 携帯電話基本料

43頁 ~ 44頁

(43頁)

(44頁)

【18】医療費・保険等に関すること

1. 重度心身障害者医療費助成制度
2. 後期高齢者医療費制度
3. 特定疾病療養受療証

45頁 ~ 47頁

(45頁)

(46頁)

(47頁)

【19】税金に関すること

1. 所得税・住民税
2. 相続税
3. 事業税・ゴルフ場利用税
4. 自動車税・軽自動車税
5. 税に関する問い合わせ

49頁 ~ 53頁

(49頁)

(50頁)

(51頁 ~ 53頁)

(53頁)

【20】移動に関すること

1. 福祉タクシー助成制度
2. 透析患者通院交通費助成制度

55頁 ~ 56頁

(55頁)

(56頁)

【21】その他の福祉制度に関すること

1. 障がい者相談員
2. パーキングパーミット制度
3. 福祉サービス利用援助事業
4. 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業
5. 聴覚障害者等FAX119番利用制度

58頁 ~ 63頁

(58頁)

(58頁 ~ 59頁)

(60頁)

(61頁 ~ 62頁)

(62頁)

【22】障害者差別解消法

63頁 ~ 64頁

【23】発達障がい支援

67頁

【別表】

1. 障害福祉サービス支給決定基準
2. 愛南町内のサービス提供事業所
3. 日常生活用具給付品目一覧
4. 地域生活支援事業所一覧
5. 自立支援医療自己負担額表
6. 利用者負担額

68頁

69頁 ~ 70頁

71頁 ~ 75頁

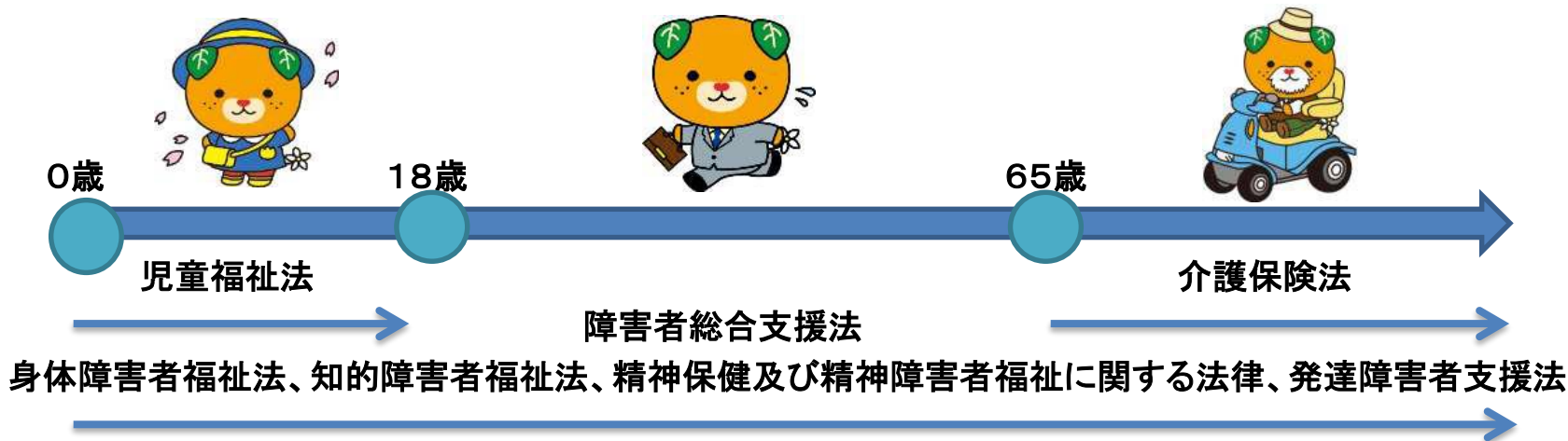
76頁

77頁

78頁

【1】福祉に関する主な法制度

障がいのある人の生活などを支援するために様々な法律が整備されています。



私たちの生活を守るための様々な法律が整備されています。



改正障害者基本法:2011年 8月5日施行
障害者虐待防止法:2012年10月1日施行
障害者差別解消法:2016年 4月1日施行
改正発達障害者支援法:2016年8月1日施行

障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々が加わります。
対象となる人は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等(※)の受給が可能となります。
※障がい児・者については、障がい福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。
※障がい児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

【2】障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法には次のようなサービスがあります。

自立支援給付

介護給付

- 居宅介護**
- 重度訪問介護
- 同行援護**
- 行動援護**
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所**
- 重度障害者等包括支援**
- 施設入所支援
- ※赤字は児童も利用可

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A・B型)
- △共同生活援助
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

相談支援

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援
- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

補装具

- ・補装具
(義肢、装具、車いす等)

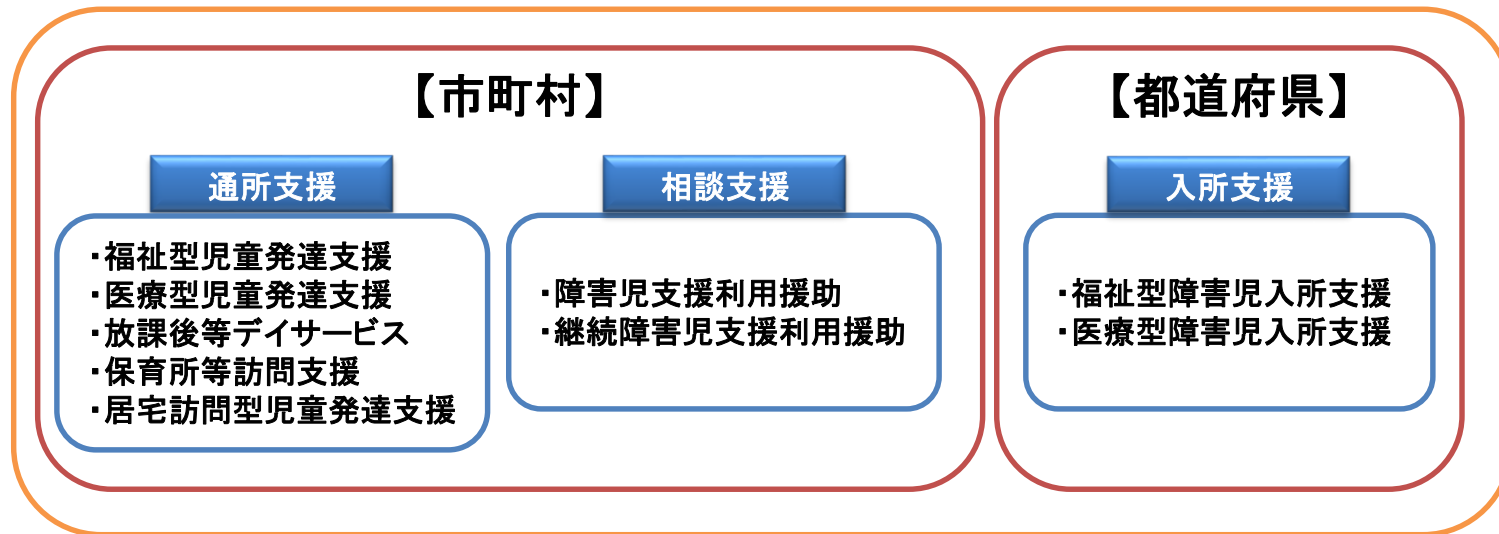
○印のサービスは、障害支援区分認定審査会の審査が必要です。
△印のサービスは、身体介護を伴う場合は、障害支援区分認定審査会の審査が必要です。
赤字は児童も利用できるサービスです。

地域生活支援事業

- ・重度障害者自動車改造事業
- ・自動車免許取得費助成事業
- ・成年後見制度利用援助事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・訪問入浴サービス事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・手話通訳者派遣事業
- ・移動支援事業
- ・日中一時支援事業
- ・点訳等支援事業
- ・相談支援事業

【3】児童福祉法に基づくサービス

児童福祉法には次のようなサービスがあります。



事業所の名称・所在地	サービスの種類	対象者
通園(デイサービス)事業おれんじくらぶ 愛南町御荘平城5272番地 (0895)70-1152	児童発達支援 放課後等デイサービス	未就学児 就学児
カサヨハネ 愛南町御荘菊川1158番地2 (0895)73-7511	児童発達支援 放課後等デイサービス	未就学児 就学児
旭川荘南愛媛療育センター 北宇和郡鬼北町永野市1607番地 (0895)45-1101 ※毎週木曜日に一本松保健センターで実施	医療型児童発達支援 医療型放課後等デイサービス	未就学児 就学児

【4】その他の制度やサービス

障害のある人の生活を支援するために様々な制度やサービスがあります。

【税金に関すること】

所得税・住民税の障害者控除
自動車税・軽自動車税の減免
事業税の非課税
ゴルフ場利用税の非課税
相続税の障害者控除

【その他の福祉制度に関すること】

身体障害者・知的障害者相談員
パーキングパーミット制度
福祉サービス利用援助事業
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業
聴覚障害者等FAX119番利用制度

【交通機関等の割引に関すること】

JR運賃、私鉄運賃
航空運賃
バス、タクシー運賃
旅客船運賃
有料道路通行料

【各種料金、利用料等に関すること】

公共施設入場料(利用)料の割引
NHK放送受信料の免除
携帯電話基本料の割引

【年金、手当に関すること】

障害基礎年金
特別障害者給付金
特別障害者手当
障害児福祉手当
特別児童扶養手当
心身障害者扶養共済制度

【医療費、保険等に関すること】

重度心身障害者医療費助成制度
特定疾病療養受療証
後期高齢者医療制度

【移動に関すること】

福祉有償運送
福祉タクシー助成制度
透析患者通院交通費助成制度

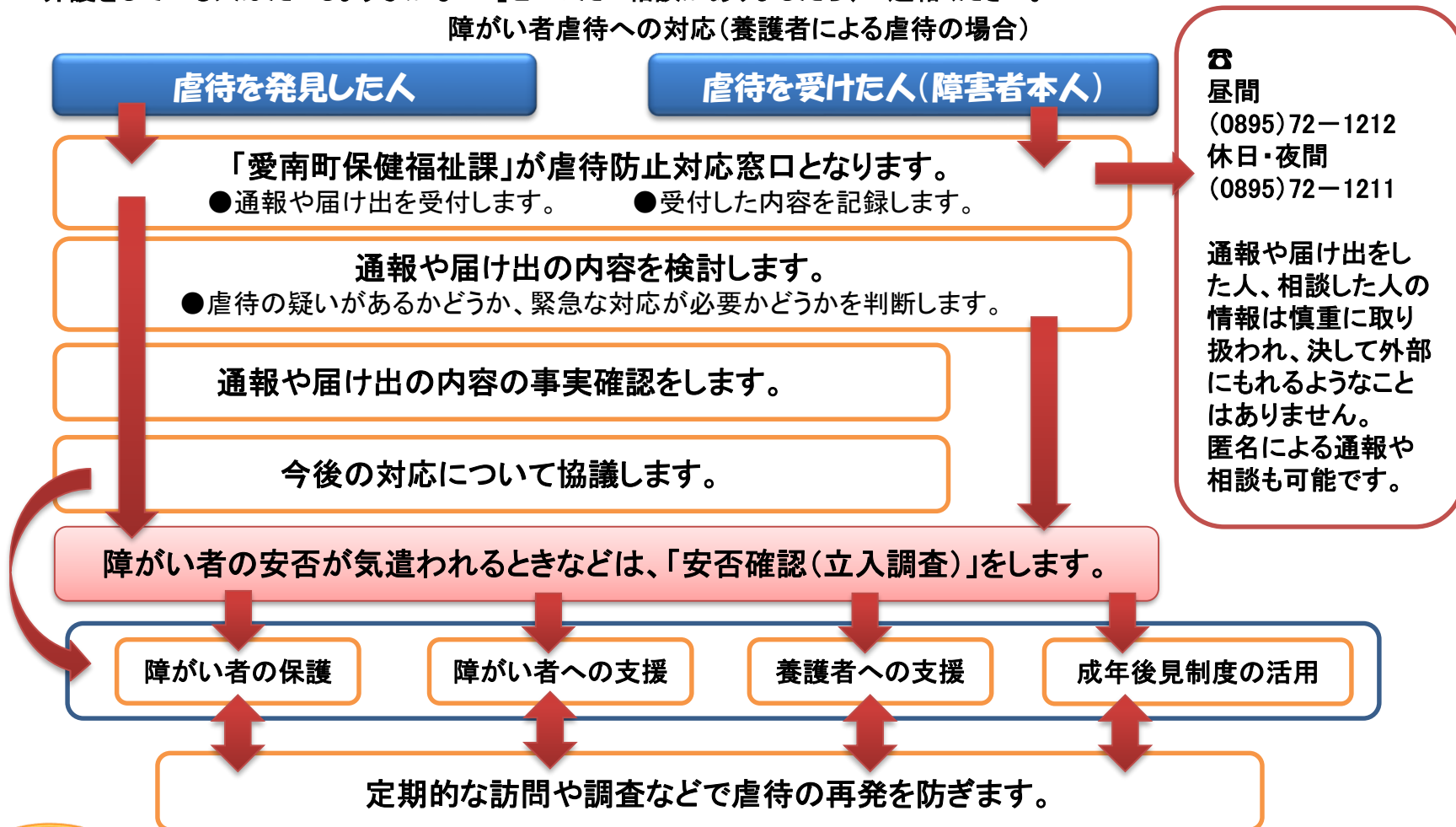
【5】障がい者虐待

愛南町では、障がいのある人の生命、財産などを守るため障がい者虐待対応窓口を設置しています。

「虐待なんじゃないかな・・・」

「介護をしている人はだいじょうぶかな・・・」といったご相談がありましたら、ご連絡ください。

障がい者虐待への対応(養護者による虐待の場合)





虐待にはいろいろなかたちがあります



たたく、蹴るなどの暴力だけが虐待ではありません。

もしかしたら…あなたの暮らしている地域の中のあるささいなことが虐待のサインかもしれません。

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待
<p>障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること</p>	<p>障がい者に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること</p>	<p>障がい者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること</p>	<p>食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること</p>	<p>本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと</p>
<p>たとえば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平手打ちをする ●殴る ●蹴る ●つねる ●縛りつける ●閉じ込める ●不要な薬を飲ませる <p>など</p>	<p>たとえば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●性交 ●性器への接触 ●裸にする ●キスをする ●障害者にわいせつな話をする、映像をみせる <p>など</p>	<p>たとえば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●怒鳴る ●ののしる ●悪口をいう ●仲間に入れない ●子ども扱いする ●わざと無視する <p>など</p>	<p>たとえば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●十分な食事を与えない ●不潔な住環境で生活させる ●必要な医療や福祉サービスを受けさせない <p>など</p>	<p>たとえば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金や賃金を渡さない ●勝手に財産や預貯金を使う ●日常生活に必要な金銭を与えない <p>など</p>
<p>こんなサインが…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。 ●急におびえたり、こわがったりする。 ●傷やあざなどの説明が変化する <p>など</p>	<p>こんなサインが…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●肛門や性器などに出血や傷がみられる。 ●ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。 ●人に相談するのをためらう <p>など</p>	<p>こんなサインが…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす ●攻撃的な態度がみられる ●自分で自分を傷つける行為をする <p>など</p>	<p>こんなサインが…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●体から異臭がするなど衛生状態が悪い ●ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる ●学校や職場などに出てこない <p>など</p>	<p>こんなサインが…</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お金を使っている様子がみられない ●日常生活に必要な金銭を渡されていない ●生活費の支払いができていない <p>など</p>

【6】障害者手帳

愛媛県が交付している公的な手帳には、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3つの手帳があります。障害者手帳は、福祉制度などを利用するために必要な手帳となります。

1. 障害者手帳の申請

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
病気やケガ等により身体に一定以上の障がいが残った人に交付される手帳です。	知的機能に遅れがあると判定された人に交付される手帳です。	精神に一定の障がいがある人に交付される手帳です。
初めて障害者手帳の申請をするときに必要なもの		
①写真(縦4cm、横3cm) ②医師が作成した診断書 ※診断書は15条指定医が作成したものに限りませす。 ③個人番号が確認できるもの	①写真(縦4cm、横3cm) ※南予子ども・女性支援センターの児童心理司の判定を受ける必要があります。 ②個人番号が確認できるもの	①印鑑 ②写真(縦4cm、横3cm)※任意 ③医師が作成した診断書または障害基礎年金証書 ④個人番号が確認できるもの
手帳の等級と判定機関		
【手帳の等級】 1級、2級、3級、4級、5級、6級 【判定機関】 愛媛県総合福祉支援センター	【手帳の等級】 A(最重度、重度), B(中度、軽度) 【判定機関】 18歳未満: 南予子ども・女性支援センター 18歳以上: 愛媛県総合福祉支援センター	【手帳の等級】 1級、2級、3級 【判定機関】 愛媛県心と体の健康センター

2. 必要な手続き

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
<p>○手帳の記載内容が変わったとき(本籍、住所、氏名、保護者名など) ○手帳の交付を受けている人が亡くなったとき</p>		
①手帳	①手帳	①手帳 ②印鑑
<p>○手帳が紛失または破損したとき(手帳が無くなった、破れた、汚れた、写真が古くなったなど)</p>		
①写真(縦4cm 横3cm)	①写真(縦4cm 横3cm)	①印鑑 ②写真(縦4cm 横3cm) ※写真の提出は任意です。
<p>○手帳の有効期限が近づいたとき(有効期限は手帳に記載しています)</p>		
<p>①手帳 ②印鑑 ③医師が作成した診断書 ※診断書は15条指定医が作成したものに限ります。 ※障がいの部位等により有期認定の手帳があります。</p>	<p>①手帳 手帳の有効期限は等級や年齢により様々ですが、有効期限が近づくと役場から更新のお知らせが届きます。</p>	<p>①手帳 ②印鑑 ③医師が作成した診断書または障害基礎年金証書 ※手帳の有効期限は2年です。</p>
<p>○障がいの状態が重くなったときなど</p>		
<p>①手帳 ②印鑑 ③写真(縦4cm、横3cm) ④医師が作成した診断書 ※診断書は15条指定医が作成したものに限ります。</p>	<p>手帳の有効期限の更新時に障害の程度判定を行います。</p>	<p>2年毎に提出される診断書の内容で等級が変わることがあります。</p>

3. 町外に転出したとき

手帳の種類	転出先	手続きの方法
身体障害者手帳	県内に転出	転出先の市区町村役場で <u>居住地変更</u> の手続きが必要です。 手帳はそのまま使用できます。 ●身体障害者手帳 ●印鑑
	県外に転出	
療育手帳	県内に転出	転出先の市町役場で <u>居住地変更</u> の手続きが必要です。 ●療育手帳 ●印鑑
	県外に転出	転出先の市区町村で手帳の <u>新規交付申請</u> の手続きが必要です。
精神障害者 保健福祉手帳	県内に転出	転出先の市区町村役場で <u>居住地変更</u> の手続きが必要です。 ●精神障害者保健福祉手帳 ●印鑑
	県外に転出	転出先の市区町村で手帳の <u>新規交付申請</u> の手続きが必要です。 ●交付を受けている手帳 ●印鑑

※転出先の市区町村で手続きをしないと必要な時にサービスが利用できないことがあります。

【手帳に関する申請・相談窓口】

保健福祉課 障がい者福祉係

(0895)72-1212

※町外に転出された場合は、転出先の障がい福祉担当課にご相談ください。





ちょっとひと息豆知識(1)

【聴覚障害者シンボルマーク】



世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。1980年に一般に紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。

【耳マーク】



耳の聞こえが不自由なことを表すために国内で使用されている マークです。
耳の不自由な人が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。
耳の不自由な人と話すときは、「はっきりと口元を見せて話す」、「筆談をする」などの配慮をお願いします。

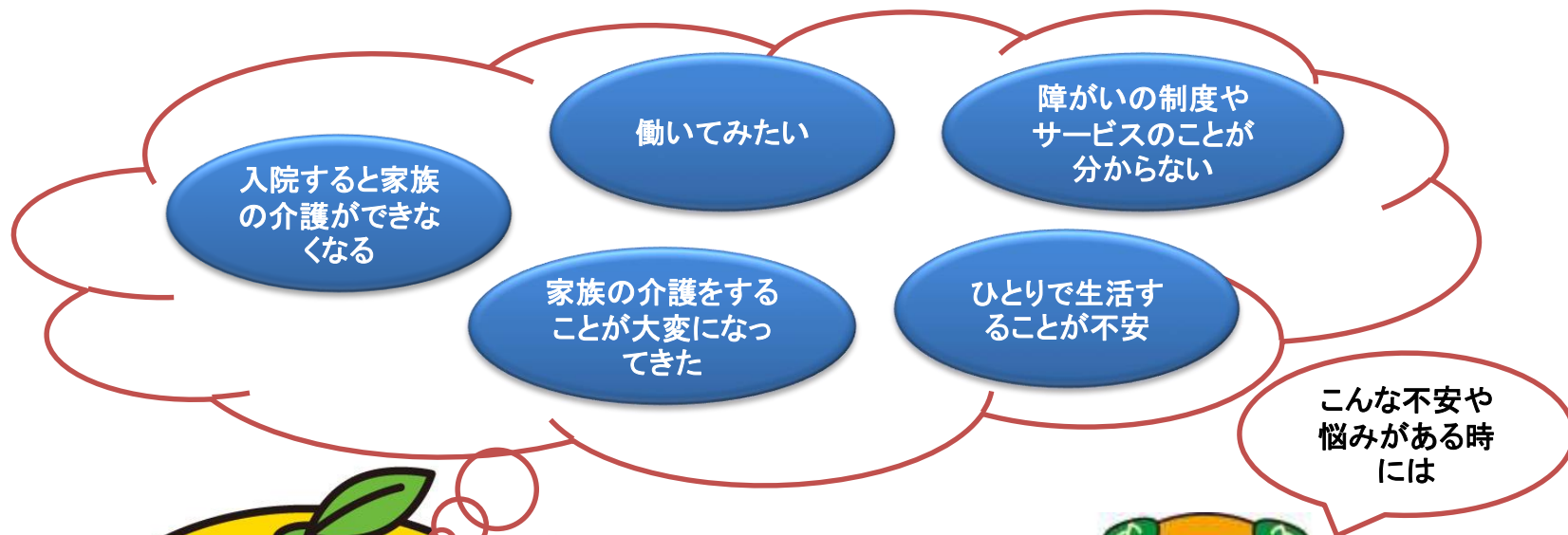
【視覚障害者のための国際シンボルマーク】



世界盲人連合(WBU)が1984年10月にサウジアラビアのリヤドで開催した設立総会 で採択したもので、「このマークを手紙の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」とされています。このマークを見かけた場合には、視覚障がいのある人への利用の配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

【7】相談支援

皆さんが抱えている日常生活を送る上での悩みや不安などを解消するため、相談支援専門員と一緒に考えていきます。またサービスを利用するための計画作成なども行います。



保健福祉課又は愛南町の相談支援事業所へ気軽にご相談ください。



日常生活での困りごとがある時には、役場保健福祉課又は愛南町が委託している相談支援事業所へご相談下さい。
障害福祉サービスや社会資源を結びつけて、皆さんが地域の中で安心して暮らせるようにお手伝いします。



事業所名	住所	主な支援	連絡先
地域活動支援センター いろり	愛南町城辺甲204番地1	精神障がい	(0895)70-1070 mail: ras-irori@ishokokai-grp.or.jp
指定障害児者相談支援事業所 ままと	愛南町一本松3473番地2	児童 発達障がい	090-9553-8853 mail:mamato-1951@sgr.e-catv.ne.jp
愛南社協相談支援事業所	愛南町御荘菊川1157番地	身体障がい	(0895)73-7775 mail:yamasaki-m@ainan-shakyo.or.jp
指定特定障害児者相談支援事業所 愛南の風	愛南町中浦774番地	知的障がい 児童	090-8944-3777 mail:ainan_kaze@outlook.jp
旭川荘南愛媛療育センター相談支援事業所	鬼北町永野市1607番地	発達障がい 重症心身障がい	(0895)45-1101 mail:minami-ehime10@asahigawasou.or.jp
地域活動支援センター 柿の木	宇和島市柿原1128番地1	精神障がい	(0895)20-0901 mail:ras-kakinoki@ishokokai-grp.or.jp
指定特定相談支援事業所 いちごの里	愛南町中川1410番地1	知的障がい 児童	(0895)84-3346 ※令和5年度から休止
愛南町役場 保健福祉課	愛南町城辺甲2420番地	全般	(0895)72-1212 mail:ochida-kxa@town.ainan.ehime.jp

来所、電話、メールなど様々な方法で相談できます。

【8】介護給付・訓練等給付



【在宅生活を支援するサービス】

障がいの状態が軽い、重いに関わらず障がいのある人が在宅で安心して生活ができるように支援するサービスです。

サービスを上手に利用することで介護者の負担軽減にもつながります。

サービス名	サービスの内容	備考
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。	別表2 (69頁)
重度障害者等 包括支援	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。	
重度訪問介護	自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。	
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気など介護できない状態の時に「短期間、夜間も含め施設等で、お預かりし、入浴、排せつ、食事等の介護」を行います。	別表2 (70頁)



【外出を支援するサービス】

障がいのある人が外出するときの不安や不便さを解消し安心して出掛けられるように支援するサービスです。

サービス名	サービスの内容	備考
行動援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的がい害や精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。</p>	
同行援護	<p>視覚障がいのある人が外出する際、ホームヘルパーが本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある方の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。</p>	別表2 (69頁)



【日中に受けられるサービスや訓練】

施設、医療型入所施設に入所している人に、日中、施設等で必要な支援を行います。
地域で生活したいと考えている人に、地域に帰るための必要な訓練や相談・助言を行います。

サービス名	サービスの内容	備考
生活介護	施設などで常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等の悩みについての相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。また創作的活動や生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。	別表2 (70頁)
療養介護	主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。 医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。	
自立訓練 (機能訓練)	リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。	
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある方の地域生活への移行を支援します。	
自立生活援助	施設等を利用していただけで地域で一人暮らしを希望している人に対して定期的な訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。	



【働きたいと考えている人が受けられるサービス】

何かできる仕事があればやってみたい、自立した生活をするために仕事がしたいと思っている人は、関係機関に気軽に相談してください。何かをしてみたいと挑戦することが大切です。

サービス名	サービスの内容	備考
就労移行支援事業	就労を希望する65歳未満の障がいのある人の、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。	別表2 (71頁)
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終段階として一般就労への移行を目指します。	
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。	
就労定着支援	就労移行支援を利用を経て一般就労した障がいのある人の就労先等で生じる課題の解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。	



【施設に入所している人、ひとり暮らしを不安に思う人が受けられるサービス】
重度の障がいにより常時介護が必要な人で在宅での生活が難しくなったときに施設に入所し必要な支援を受けることができます。
ひとり暮らしをすることに不安のある人が、地域の中で共同で生活する場所を提供します。

サービス名	サービスの内容	備考
施設入所 支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。	別表2 (70頁)
グループ ホーム	ひとりで暮らすことに不安のある人が、アパートや一軒家で共同で生活する場所です。グループホームには世話人や支援員が家事などのお手伝いや生活等の悩みについて相談、助言をしてくれます。	



いろいろなサービスがあります。
サービスを利用するための手順は次のページをご覧ください。
利用者負担額は、79頁の別表6をご覧ください。

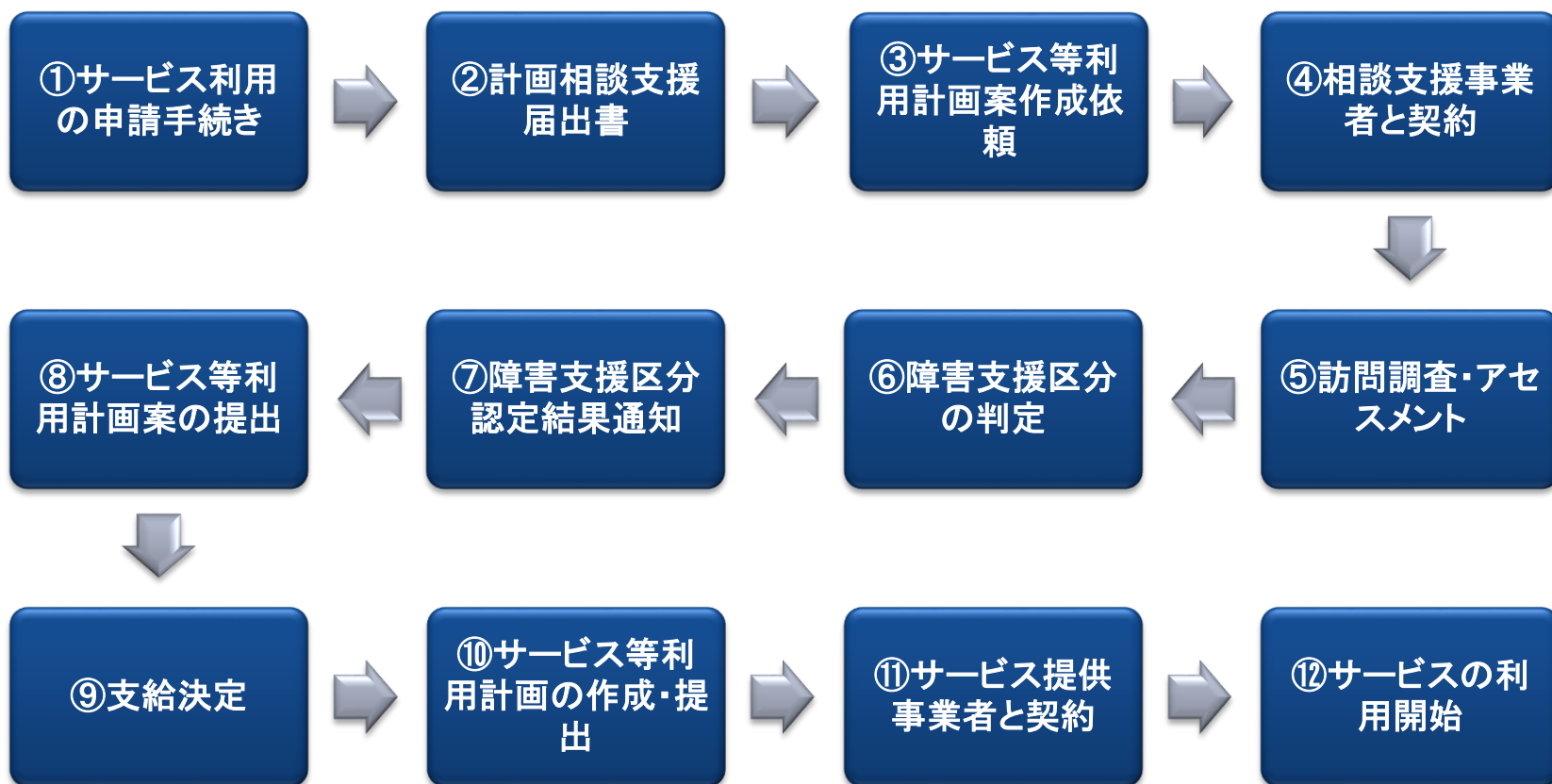


【サービスの申請から利用までの流れ】

サービスを申請してから利用するまでにいろいろな手続きが必要です。
相談支援専門員が申請手続きのお手伝いをしますので、分からないことは何でも相談してください。

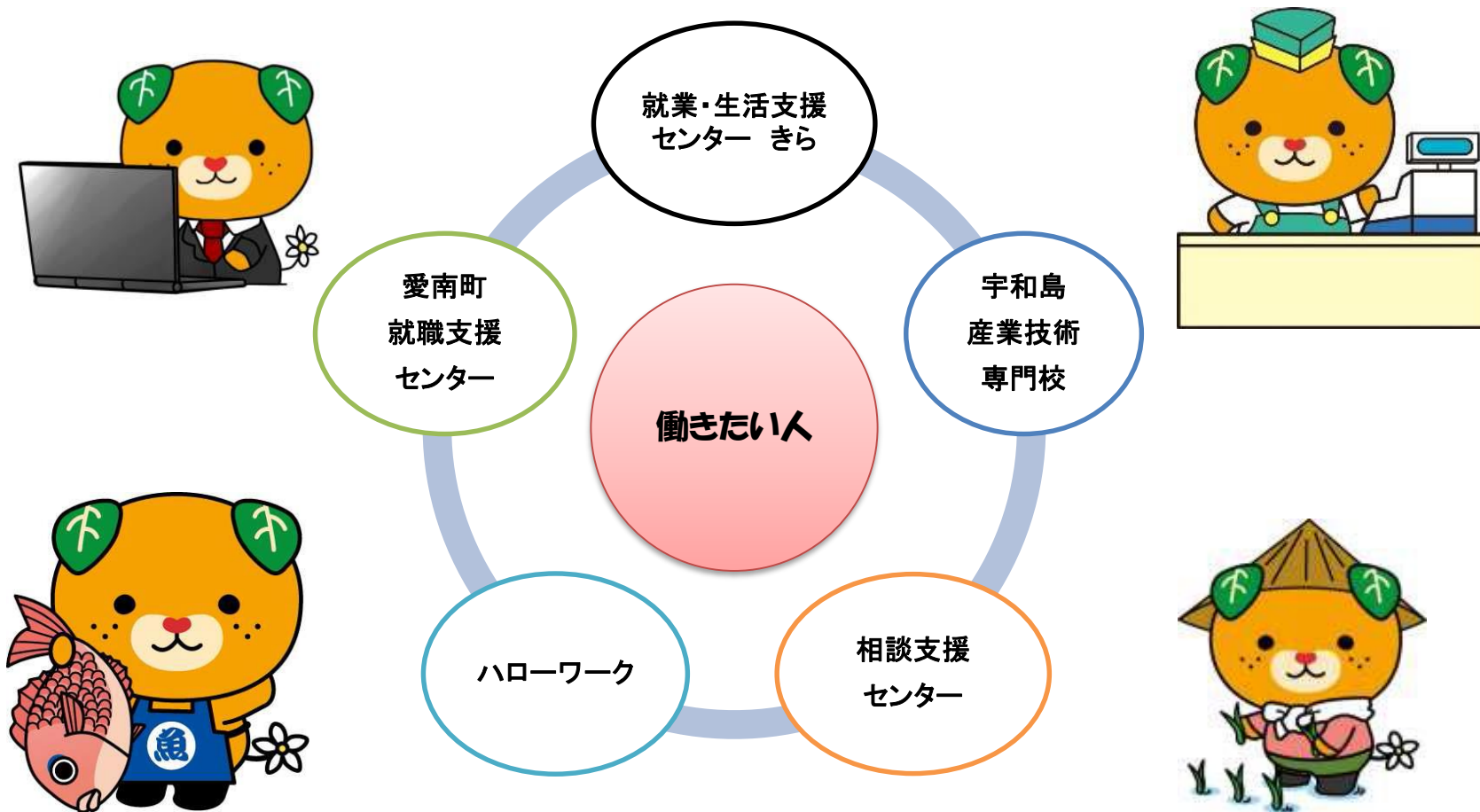
【申請に関する問い合わせ先】

保健福祉課 障がい者福祉係 ☎(0895)72-1212



【9】就労支援

仕事がしたいと考えている人に、関係機関が連携してあなたの「働きたい」を応援します。



【関係機関の紹介】

【就業・生活支援センターきら】

きらでは、次のような支援を行っています。

- 就職に向けた支援
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 関係機関との連絡調整
- 日常生活に関する助言 など

宇和島市大宮町3-2-10

☎(0895)22-0377

【ハローワーク】

ハローワークでは、障がいのある人の就職に関する様々な相談に応じています。

- 仕事をしたいが不安がある
- どのような仕事に向いているのか
- 就職しても長続きしないか心配
- 採用面接が心配

宇和島市天神町4-7

☎(0895)22-8609

【宇和島産業技術専門校】

障がい者委託訓練として次の訓練を行います。

- 実践能力習得科
企業等で作業実習を中心に行う訓練
- 知識・技術習得科
OA関係の知識・技術を習得する訓練

宇和島市柿原甲1712

☎(0895)22-3410

【愛南町就職支援センター】

就職支援センターは、一般就労を目指す方が利用をしていますが、障がいのある人の就労に関しても相談を受け、関係機関へ繋いでくれます。

愛南町城辺甲2410

☎(0895)72-1244

【愛南町障がい者(児)相談支援センター】

関係機関と連携し就労支援を行っています。

愛南町城辺甲2487

☎(0895)72-1212



まずは、ご相談ください。

【10】18歳未満のお子さんや保護者への支援

お子さんの成長過程において、療育支援は重要な役割を担っています。早期から療育を始めることにより基本的な生活能力の向上や二次障がいの防止を図ることができます。

早期療育が目指すものは、お子さん自身の「将来の自立した生活」です。

巡回相談

子ども・女性支援センターの児童福祉司と児童心理司が面接指導を行い、それぞれのお子さんに応じた援助や問題解決に向けてお手伝いします。

放課後等デイサービス

就学している児童が放課後や長期休暇中に生活能力の訓練や居場所づくりをする事業です。

児童発達支援

未就学の児童が「日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練」をする事業です。

発達支援相談会

月に1回、城辺保健福祉センターで、発達障がい(疑いも含む)に関する相談会を実施しています。

問い合わせ先（保健福祉課内） ☎(0895)72-1212

愛南町では、委託事業として次の事業を実施しています。

子育て支援講座「楽しい親子関係づくりプログラム」

1. 目的

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進を行い、発達障がい児者とその家族に対する支援体制の構築及び家族のスキル向上を図ることを目的として実施します。

2. 目標

子どもの特性を理解し、親子で実践できる支援方法を学び、より良い親子関係づくりと子どもの適応行動の増加を目指します。

3. 受講対象者

発達障がいのある(疑いを含む)児童の保護者

4. 事業委託先

指定障害児者相談支援事業所 ままと

【令和元年度講座プログラム 午前10時から午前11時30分】

プログラム	学習内容
第1回 「プログラムの説明と自己紹介」	講座のプログラムの目的と内容の説明をします。一緒に学んでいくメンバーどうしが知り合いしましょう。
第2回 「子どもの行動と観察の理解」	お子さんの行動に影響を与える要因にはどのようなことがあるかを考えていきます。「行動」という言葉は聞き慣れた言葉ですが、「行動でみる」ことについて改めて考えてみましょう。
第3回 「行動のタイプ分け」	お子さんの行動には、そのタイプに合わせた対応の仕方があります。そのため、まずはお子さんの行動を「いい行動」、「がんばっている行動」、「困った行動」の3つに分けてみましょう。
第4回 「対応する行動を決めましょう」	行動のタイプ分けをしたら、今度は対応の仕方について考えてみましょう。「困った」「気になる」という行動に注目して、対応のポイントについて考えてみましょう。
フォローアップ 「まとめ 講座の振り返り」	4回のプログラムの中で、みんなで学んできたことの振り返りをしていきます。近況をみんなで報告し合い、今、どのように感じているか伝え合っていきましょう。

【11】成年後見制度

私たちの日常生活は契約により成り立っています。しかし、障がい等により判断能力が不十分な人は、契約により不利益を被る恐れがあります。判断能力が十分でない人が日常生活の中で不利益なことにならないように後見人があなたの財産の管理、契約行為のお手伝いをします。

1. 成年後見制度の対象となる人

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人

○訪問販売などで、不要なものを買わされてしまう ○お金や不動産など財産の管理ができない
○福祉サービスを利用する際にひとりで契約することに不安がある など

2. 成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

【法定後見制度】

すでに判断能力が不十分な人が利用します。その人の状態により「後見人」、「補佐人」、「補助人」が裁判所より選任されます。

【任意後見制度】

判断能力のある人が将来に備えて「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」を予め契約により決めておきます。

3. 申し立てができる人

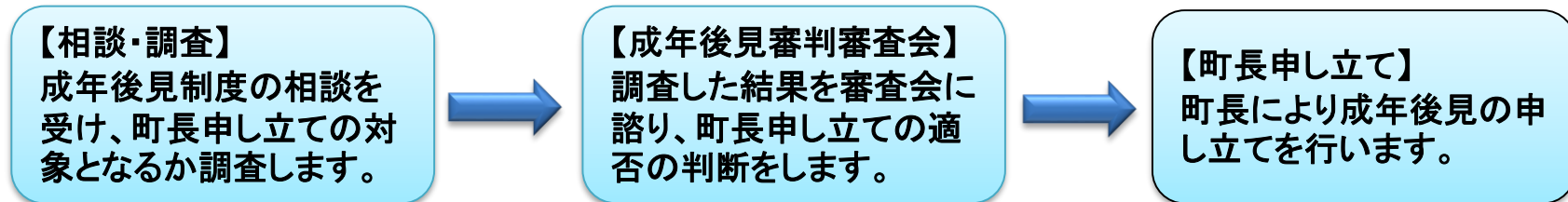
本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長など

4. 申し立てをする場所

本人の住所を管轄する家庭裁判所（愛南町・・・宇和島家庭裁判所）

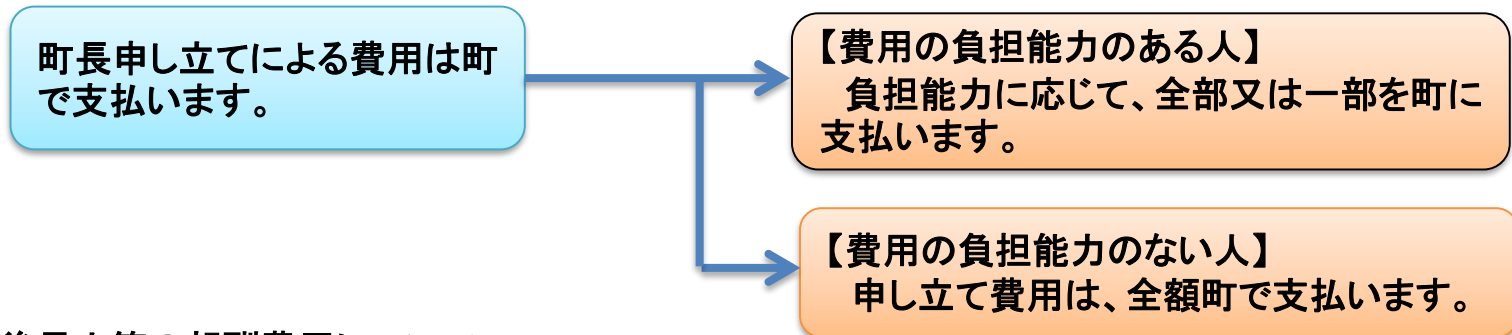
5. 町長による成年後見の申し立て

身内がない場合や4親等以内の親族からの申し立ての意思がない場合、町長による申し立てをすることができます。



6. 町長による成年後見の申し立て費用

町長による成年後見の費用については、次のとおりとなります。



7. 後見人等の報酬費用について

後見人等に対する報酬費用が負担できない方は、町にご相談ください。



【成年後見制度の相談窓口】
保健福祉課 障がい者相談支援センター係
(0895)72-1212

【12】地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立支援給付とは別に、地域や障害のある人の実情に応じて実施する事業です。障害のある人の地域における生活を支援するため愛南町では次の事業を行っています。

事業名と事業の内容	申請に必要なもの	利用できる人
<p>①日常生活用具給付事業 障がいのある人や難病患者等の人、家庭生活を営む上での不便さを軽減し、自立した生活を容易にするために必要な用具を給付します。</p>	<p>○手帳 ○印鑑 ○申請する用具の見積書 ※難病患者の方は医師の診断書が必要な場合があります。</p>	<p>品目により対象となる人が異なります。 (71～75頁 別表3参照) (負担額 78頁 別表6参照)</p>
<p>②手話通訳者派遣事業 手話通訳を必要とする人が、手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣しコミュニケーションをとる支援をします。</p>	<p>○手帳 ○印鑑</p>	<p>手話通訳をコミュニケーション手段とする人</p>
<p>③日中一時支援事業 介護者の就労支援や介護負担を軽くするため、障がいのある人を愛南町と契約を結んだ施設等で日中、一時的に預かり、必要な支援をします。</p>	<p>○手帳 ○印鑑</p>	<p>一時的に見守り等の支援が必要な人</p>
<p>④障害者(児)移動支援事業 単独で屋外での移動が困難な人が、社会参加など必要と認められる場合に、ヘルパーが外出時の移動を支援します。</p>	<p>○手帳 ○印鑑</p>	<p>視覚障がいのある人 全身性障がいのある人</p>
<p>⑤訪問入浴サービス事業 看護師及び介護士が自宅を訪問し、自宅の浴槽を使用できない人の身体の清潔を保持するため、浴槽を提供し入浴の介助をします。</p>	<p>○手帳 ○印鑑 ○医師が作成した診断書</p>	<p>自宅の浴槽が使用できない 重度障がいのある人</p>

事業名と事業の内容	申請に必要なもの	利用できる人
⑥視覚障害者点訳等支援事業 点訳、音声など分かりやすい方法で町の広報誌、視覚障がい者等障がい者関係事業の紹介、生活情報の紹介、代筆、その他必要な情報の提供を行っています。		視覚障がいのある人
⑦地域活動支援センター事業 地域の実情に応じ、障がいのある人に創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流や地域で生活するための支援を行います。	○手帳 ○印鑑	障がいのある人
⑧重度障害者自動車改造費助成事業 肢体に重度の障がいのある人が自らが運転する車を改造する際に改造に要する経費を10万円を限度として助成します。	○手帳 ○印鑑 ○改造に要する費用の見積書	18歳以上の上肢、下肢及び体幹機能に重度の障がいのある人
⑨障害者免許取得費助成事業 障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人、免許を取得したときに、免許取得に要した経費の3分の2以内の額として10万円を限度に助成します。	○手帳 ○印鑑 ○教習費の領収書 ○運転免許証	障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人

事業所一覧は75頁～76頁
別表4参照



【申請・相談窓口】
 保健福祉課 障がい者福祉係
 (0895)72-1212

【13】補装具

補装具は、治療が終わり障がい固定後に体の失われた部分や思うように動かすことができない部分を補って、仕事や日常生活をしやすくするために装着するものです。

【補装具に関する注意点】

1. 役場の交付決定前に購入した補装具は、公費の対象となりません。
2. 補装具の申請には、補装具の対象となる障がい部位の手帳の交付を受ける必要があります。
(例)補聴器:聴覚障がいの手帳 車いす:下肢障がいの手帳 など

【補装具の種類及び処方箋等の有無】

【処方箋や要否意見書が必要な補装具】

- 義肢 ●装具 ●座位保持装置 ●電動車いす
- 車いす(既製品、オーダーメイド) ○補聴器 ○重度障害者意思伝達装置 ○眼鏡
- ※●印は、愛媛県福祉総合支援センターに来所して適合判定を受ける必要があります。

【処方箋や要否意見書が不要な補装具】

- ◇盲人用安全杖 ◇義眼 ◇歩行器 ◇歩行補助杖

処方箋、要否意見書などの申請に必要な書類は保健福祉課にあります。

負担額は78頁 別表6参照



【申請・相談窓口】

保健福祉課 障がい者福祉係
(0895)72-1212



ちょっとひと息豆知識(2)

【ハートプラスマーク】



「身体内部に障がいのある人」を表しています。
身体の内部(心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある人は外見から分かりにくいいため、このマークを着用されている人を見かけた場合は、近くで携帯電話を使用しないなど、内部障害についてのご理解、ご協力をお願いします。

【オストメイトマーク】



人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表しオストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

【14】自立支援医療費(更生・育成・精神)

心身の障がい除去・軽減のための医療が必要な人、通院による精神科医療を続ける必要がある病状の人に、通院の際医療費の自己負担を軽減するものです。

1. 自立支援医療の種類と新規申請に必要なもの

更生医療	育成医療	精神通院医療
【対象者】 身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方(18歳以上)	【対象者】 身体に障がいのある児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童(18歳未満)	【対象者】 統合失調症などの精神疾患のある人で、通院による精神医療が継続的に必要な方
自立支援医療の申請をするときに必要なもの		
①身体障害者手帳 ②印鑑 ③健康保険証 ※同一保険加入者全員(社保は除く) ④更生医療要否意見書 ※指定医療機関の主たる医師が作成したもの ⑤障害基礎年金、遺族年金などを受給している人は年金証書など年金額が確認できるもの	①印鑑 ②健康保険証 ※同一保険加入者全員(社保は除く) ③育成医療要否意見書 ※指定医療機関の主たる医師が作成したもの	①印鑑 ②健康保険証 ※同一保険加入者全員(社保は除く) ③診断書 ④障害基礎年金を受給している方は年金証書など年金額が確認できるもの

2. 必要な手続き

更生医療	育成医療	精神通院
受給者証の記載内容が変わったとき(氏名、住所、医療機関名、薬局名など)		
①受給者証 ②印鑑	①受給者証 ②印鑑	①受給者証 ②印鑑
加入している健康保険証が変わったとき		
①受給者証 ②印鑑 ③健康保険証 ※同一保険加入者全員(社保は除く)	①受給者証 ②印鑑 ③健康保険証 ※同一保険加入者全員(社保は除く)	①受給者証 ②印鑑 ③健康保険証 ※同一保険加入者全員(社保は除く)
受給者証の有効期限が近づいたとき		
人工透析、免疫抑制剤の長期投与など継続した医療が必要な人は1年毎の更新が必要です。保健福祉課から更新のお知らせが届きますので必ず手続きをしてください。	人工透析、免疫抑制剤の長期投与など継続した医療が必要な人は1年毎の更新が必要です。保健福祉課から更新のお知らせが届きますので必ず手続きをしてください。	①受給者証 ②印鑑 ③健康保険証 ※同一保険加入者全員(社保は除く) ④診断書 ※診断書の提出は2年毎

3. 注意事項

- 要否判定を受ける前の医療については、公費負担の対象となりません。
- 受給者証に記載されている医療機関等でないと公費負担の対象とはなりません。

負担額は77頁 別表5参照

【申請・相談窓口】
保健福祉課 障がい者福祉係 (0895)72-1212



【15】年金・手当に関すること

1. 「特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当」

障がいのある人が在宅で暮らすためには、生活するための費用、介護するための日用品の購入、介護費用などが必要となります。

在宅で安心して暮らせるよう、障害の状態により次の手当を受けることができます。

(1) 手当の種類と新規申請に必要なもの

特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
身体または精神に障がいのある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対して支給される手当です。	重度の障がいがあり、日常生活において、常時介護を必要とする児童に支給される手当です。	精神又は身体に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別な介護が必要な人に支給される手当です。
手当の申請に必要なもの		
<ul style="list-style-type: none">○特別児童扶養手当認定診断書○戸籍謄本○世帯全員の住民票○通帳(請求者本人のもの)○印鑑	<ul style="list-style-type: none">○障害児福祉手当認定診断書○戸籍謄本○世帯全員の住民票○通帳(児童名義の通帳)○印鑑	<ul style="list-style-type: none">○特別障害者手当認定診断書○戸籍謄本○世帯全員の住民票○通帳(請求者本人のもの)○印鑑 <p>※年金を受給されている方は、年金の記号番号が確認できるものが必要です。(年金証書、年金振込通知書)</p>

(2) 必要な手続き

特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
氏名・住所が変わったとき		
○印鑑 ○特別児童扶養手当証書	○印鑑	○印鑑
振込先の金融機関を変更したいとき		
○印鑑 ○特別児童扶養手当証書 ○振込を希望する通帳	○印鑑 ○振込を希望する通帳	○印鑑 ○振込を希望する通帳
証書を紛失したとき		
○印鑑		
受給資格がなくなったとき		
【施設入所又は児童が亡くなったとき】 ○印鑑 ○特別児童扶養手当証書	【施設入所したとき】 ○印鑑 ○施設入所決定通知書 【受給者が亡くなったとき】 ○印鑑 ※手当の未支払金がある場合は、扶養義務者に未支払分の手当を振り込みますので通帳が必要です。	【施設入所又は継続して3か月以上入院したとき】 ○印鑑 ○施設入所日、入院日が確認できる書類 【受給者が亡くなったとき】 ○印鑑 ※未支払金がある場合は、配偶者若しくは扶養義務者に未支払分の手当を振り込みますので通帳が必要です。

(3)その他

特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
所得制限		
毎年、所得調査を行い一定の所得以上の方は手当の支給が停止されます。	毎年、所得調査を行い一定の所得以上の方は手当の支給が停止されます。	毎年、所得調査を行い一定の所得以上の方は手当の支給が停止されます。
手当の支給月		
4月、8月、12月(年3回)	2月、5月、8月、11月(年4回)	2月、5月、8月、11月(年4回)
20歳になったとき		
心身の状態により障害基礎年金の請求ができます。	心身の状態により障害基礎年金の請求ができます。	



【障害基礎年金の相談窓口】

町民課 年金係

☎(0895)72-7300

【手当の申請・相談窓口】

保健福祉課 障がい者福祉係

☎(0895)72-1212



ちょっとひと息豆知識(4)

【四葉マーク】



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が、その障がい
が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときに、運転する車に表示する標識
です。危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に対
して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。

2. 「障害基礎年金」

年金制度に加入している間、または20歳になるまでに、病気やけがをして治癒した後も一定の障がいが残ったとき、その障がいの程度に応じて障害基礎年金を受給することができます。

(1) 支給要件

初診が20歳以上の人	初診が20歳未満の人
<p>①国民年金に加入している間に初診日(※1)があること</p> <p>②障がい認定日(※2)に一定の障がいの状態にあること</p> <p>③保険料の納付要件を満たしていること 障がいの原因となった傷病の初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの加入すべき期間のうち保険料を納付した期間(保険料免除期間を含む)が3分の2以上ある場合</p>	<p>①初診日が20歳未満であること</p> <p>②20歳に達した日、または障がい認定日のどちらか遅い方の日に、障害等級1級、または2級に該当すること ※初診日において20歳未満であり、20歳に達した日(または障がい認定日)に障害等級が第1級または第2級に該当しない場合でも、その後障がいの程度が増進し、65歳に達する日の前日までの間に、障害等級第1級または第2級に該当する場合は、年金を請求することができます。</p>

※1 障がいの原因となった病気やケガで初めて診察を受けた日

※2 障がい認定日とは

①初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日

②症状が固定し治療の効果が期待できない状態になった場合は、期待できない状態になった日が障がい認定日(※3)となる

※3 障がい認定日の例

- ①人工透析を行っている場合は、透析をはじめてから3ヶ月を経過した日
- ②人工肛門又は新膀胱の造設、尿路変更術を施術した場合、造設又は手術した日
- ③切断又は離断による肢体の障がいは、原則として切断又は離断した日
- ④喉頭全摘出の場合は摘出した日

(2) 納付要件の特例

保険料の納付要件を満たしていない方でも

初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない場合は、納付要件を満たす救済措置があります。

(3) 事後重症による障害基礎年金

初診日要件及び保険料納付要件を満たしているが、障がい認定日において障害等級1級又は2級に該当する程度の障がいの状態になかったものが、障がい認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級1級又は2級に該当することとなったときは、その者は、その期間内に障害基礎年金の支給を請求することができます。



年金には、様々な支給要件がありますので、
まずはご相談ください。

【相談先】

町民課 年金係 ☎(0895)72-7300



3. 「特別障害者給付金」

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない人について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として平成17年4月から「特別障害給付金」制度が創設されました。

【支給の対象となる人】

支給の対象となる方は、①又は②に該当する人となります。

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(ア)大学(大学院)、短大、高等学校及び高等専門学校(定時制、夜間部、通信を除く)

(イ)昭和61年4月から平成3年3月までに、(ア)に加え、専修学校及び一部の各種学校

②昭和61年以前に国民年金任意加入対象であった「被用者等の配偶者(※1)」であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある人が対象になります。

※1 (ア)被用者年金制度(厚生年金保険、共済組合等)の加入者の配偶者

(イ)②の老齢給付受給権者及び受給資格期間満了者の配偶者

(ウ)②の障害年金受給者の配偶者

(エ)国会議員の配偶者

(オ)地方議会議員の配偶者(ただし、昭和37年12月以降)



請求に必要な所定の書類は町民課にありますが、その他必要な書類等がありますので、まずはご相談ください。

【相談先】

町民課 年金係 ☎(0895)72-7300

4. 「心身障害者扶養共済制度」

心身に障がいのある人の保護者が、生存中に一定額の掛金を納めることにより、保護者に万一の事態(死亡・重度障がい)が生じたとき、障がいのある人に一定額支給(一口2万円)される終身年金です。

(1) 加入できる保護者の要件

障がいのある人を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族)であって、次の①から③の要件を全て満たしている人

- ①愛媛県内に住所があること
- ②年齢が65歳未満であること(加入年の4月1日現在)
- ③特別な疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること

(2) 対象となる障がいの範囲

次の①から③のいずれかの障害があり、将来、独立自活することが困難であると認められる人

- ①知的障がいのある人
- ②身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている人
- ③精神又は身体に永続的に障がいのある人で、上記と同等の障がいと認められる人



申請に必要な書類は保健福祉課にあります。その他必要な書類がありますので、まずはご相談ください。

【相談・申請窓口】

保健福祉課 障がい者福祉係 ☎(0895)72-1212

【16】交通機関等の割引に関すること

1. 「公共交通機関運賃」

公共交通機関を利用するときに、身体障害者手帳、療育手帳を提示すると運賃の割引が受けられます。第1種と第2種で割引の内容等が異なります。まず、ご自身の手帳の記載内容を確認してください。

身体障害者手帳

愛媛県

第○○○○○○○号

身体障害者
等級表に
よる等級 級

旅客鉄道
株式会社
旅客運賃減額 **第 種**

平成 年 月 日 交付

氏名 (男)

年 月 日生

愛媛県

写真

療育手帳

判定の記録	
障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 級)
	判定年月日
	次の判定年月日
	判定機関

A判定: 第1種
B判定: 第2種

第1種、第2種の記載があります。



JR運賃の割引(みどりの窓口で手帳を呈示し、乗車券等を購入してください。)

種別	乗車形態	割引対象	割引内容	割引率
第1種障害	単独で乗車	本人	片道100キロを超える区間の普通乗車券	5割
	介護者と乗車	本人・介護者	普通乗車券、急行券、回数乗車券、定期乗車券 ※12歳未満で第2種の手帳の場合は、介護者の通学定期券が割引となります。	
第2種障害	単独で乗車	本人	片道100キロを超える区間の普通乗車券	
	介護者と乗車			

交通機関	種別	割引対象	割引率	備考
バス及び電車	第1種障害	本人・介護者	5割	運賃の支払い時に手帳を提示してください。 愛媛県外では割引されないことがありますので、事前にお問い合わせください。
	第2種障害	本人		
旅客船	第1種障害	本人・介護者	5割	乗船券購入時に手帳を提示してください。 船会社により、割引対象等が異なりますので事前にお問い合わせください。
	第2種障害	本人		
航空機	第1種障害	本人・介護者	航空会社が設定する金額	航空券購入時に手帳を提示してください。 割引の対象となるのは、12歳以上の人です。
	第2種障害	本人		
タクシー	区分なし	本人	1割	運賃の支払い時に手帳を提示してください。

※精神障害者保健福祉手帳は手帳等級1級が第1種、手帳等級2級及び3級が第2種となります。

2.「有料道路通行料」

身体障害者手帳、療育手帳(A判定)の交付を受けている人が、有料道路を利用するとき通行料が割引(半額)になる制度です。

(1) 割引きの範囲と申請に必要なもの

第1種 : 本人運転、介護者運転とも割引の対象となります。

第2種 : 本人運転のときに割引の対象となります。

(療育手帳がB判定の方は、割引制度の利用ができません)

手帳で登録する場合は、次の①～③が必要です。

ETCで登録する場合は、次の①～⑤が必要です。

【手続きに必要なもの】

①身障手帳、療育手帳 ②自動車検査証 ③運転免許証

④ETCカード(本人名義のもの)※未成年者は親権者のカードで登録できます。

⑤ETC車載器の番号が分かるもの(ETCセットアップ証明書など)



(2) 対象となる自動車の範囲

自動車検査証において「自家用」と記載されているもの

※自動車の種類により対象とならないものがございますので、事前にお問い合わせください。

(3) 対象となる自動車の名義

本人又は親族名義の自動車



【申請・相談窓口】

保健福祉課	障がい者福祉係	(0895)72-1212
内海支所	住民福祉係	(0895)85-0311
御荘支所	住民福祉係	(0895)72-1111
西海支所	住民福祉係	(0895)82-1111
一本松支所	住民福祉係	(0895)84-2211



ちょっとひと息豆知識(3)

【補助犬】



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関・デパート・ホテルなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などで、このマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。

【聴覚障害者マーク】



政令で定める程度の聴覚障がいがあることを理由に免許に条件を付されている人が、周囲の運転者に対する注意喚起のため、運転する車に表示する標識です。危険運転防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークを付けた自動車に対して無理に幅寄せや割込みをすると、道路交通法違反となります。

【17】各種料金、利用料等に関すること

1. 「NHK放送受信料の免除」

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、免除基準に該当する場合は放送受信料が免除になります。

(1) 免除基準

【全額免除】

障害者手帳の交付を受けている方の世帯員全員の町民税が非課税

【半額免除】

(1) 視覚又は聴覚の手帳の交付を受けている人で世帯主

(2) 次の要件に全て該当すること

① 重度(※1)の手帳の交付を受けている ② 手帳の交付を受けている人が世帯主

③ 手帳の交付を受けている人が受信料の契約者

世帯主の方がNHK放送受信料の契約者で重度の手帳又は視覚、聴覚障がい得手帳の交付を受けている

※1 身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳1級

(2) 申請に必要なもの

- ① 障害者手帳
- ② 印鑑



【申請・相談窓口】

保健福祉課	障がい者福祉係	(0895)72-1212
内海支所	住民福祉係	(0895)85-0311
御荘支所	住民福祉係	(0895)72-1111
西海支所	住民福祉係	(0895)82-1111
一本松支所	住民福祉係	(0895)84-2211

2. 「公共施設等の利用料」

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、町内の施設等を利用する際に、利用料が割り引きとなります。

【町内で割引となる施設等】

施設名等	割引の内容	問合せ先
愛南町西海観光船	観光船料金→半額	(0895)82-0280
山出憩いの里温泉	入浴料(550円→350円)	(0895)72-6263
ゆらり内海	入浴料(550円→400円)	(0895)85-1155
一本松温泉あけぼの荘	入浴料(550円→400円)	(0895)84-3260
B&G海洋センター(プール)	使用料(300円→100円)	(0895)72-1777



3. 「携帯電話基本料」

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の名義で契約している携帯電話については、基本料等の割引制度があります。

※詳しくは各携帯電話取扱店にお問合せ下さい。

【18】医療費・保険等に関すること

1. 「重度心身障害者医療費助成制度」

重度の障がいのある方が受給者証の交付を受けると保険診療(医療、薬剤)の自己負担が無料となる制度です。

(1) 交付の対象となる方

つぎの①又は②に該当する方が受給者証の交付を受けることができます。

- ①身体障害者手帳：総合等級が1級又は2級
- ②療育手帳：A判定又は
B判定(中度)＋身体障害者手帳4級～6級

(2) 助成制度の対象となるもの

助成の対象となるもの(例示)	助成の対象とならないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none">○保険診療で行われた医療費○医師が交付した処方箋の調剤費○治療用装具の費用 など	<ul style="list-style-type: none">○薬局で購入した市販の薬○入院時の部屋代や食事代○診断書などの文書料



(3) 申請に必要なもの

- ①障害者手帳
- ②印鑑



【手続きに関する窓口】
町民課 保険医療係
☎(0895)72-7300

2. 「後期高齢者医療制度」

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する保険制度ですが、65歳から74歳までの人で、一定以上の障がいがあり、本人が希望し、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けると後期高齢者医療の被保険者になることができます。

(1) 加入できる人

65歳～74歳で一定(※)の障がいのある人

※一定の障がい

- ① 身体障害者手帳(1級から3級及び4級の一部)の交付を受けている
- ② 療育手帳(A判定)の交付を受けている
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ④ 国民年金証書(障害) 1級または2級受給者 等

(2) 申請に必要なもの】

- ① 印鑑
- ② 障害者手帳又は年金証書(障害基礎年金1級又は2級)
- ③ 健康保険証

(3) 保険料について

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額(応益分)」と被保険者の前年の所得に応じて決まる「所得割額(応能分)」の合計となり、個人単位で計算されます。詳細については税務課にお問い合わせください。

【申請に関する窓口】
町民課 保険医療係
☎(0895)72-7300

【保険料に関する窓口】
税務課 国保介護賦課係
☎(0895)72-7301



3. 「特定疾病療養受療証」

療養に要する期間が長く、高額な治療を継続して受けなければならない病気の場合に、特定疾病療養受療証の交付を受けると医療費の自己負担が10,000円までとなる自己負担が軽減される制度です。(ただし、70歳未満の上位所得者については、自己負担が20,000円となります。)

【対象となる疾病及び申請に必要なもの】

対象となる疾病	手続きに必要なもの
①人工腎臓を実施している慢性腎不全(人工透析) ②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害等(血友病) ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣が定めるものに限る。)	○認定申請書 ○医師の意見書 ○印鑑 ○健康保険証



【手続きに関する窓口】
町民課 保険医療係
☎(0895)72-7300



ちょっとひと息豆知識(5)

【駐車禁止規制の適用除外】

障害者手帳の交付を受け、一定の要件に該当する人は、県公安委員会が交付する駐車禁止除外標章を使用して、県公安委員会の指定する駐車禁止場所において車を駐車することができます。

障害の部位		手帳の等級
視覚障がい		1級から3級 4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢の肢体不自由		1級及び2級の1、2
下肢の肢体不自由		1級から4級
体幹機能		1級から3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から2級
内部障がい		1級から3級
知的障がい		A判定
精神障がい		1級

【申請に必要なもの】

○手帳 ○車検証 ○印鑑

【問い合わせ・申請場所】

愛媛県警察本部交通規制課
又は
愛南警察署



【19】税金に関すること



障害者手帳(身体、療育、精神)の交付を受けると税制上の様々な控除(免除)を受けることができます。

【税制上の障害区分】

特別障害	普通障害
○身体障害者手帳:1級又は2級 ○療育手帳:A判定 ○精神障害者保健福祉手帳:1級	○身体障害者手帳:3級~6級 ○療育手帳:B判定 ○精神障害者保健福祉手帳:2級又は3級

【留意事項】

税の控除(免除)を受ける場合、障害者手帳の交付を受けている必要があります。

1. 「所得税・住民税」

次の①又は②に該当する方は所得税及び住民税の障害者控除を受けることができます。

①障害者手帳の交付を受けている本人

②障害者手帳の交付を受けている人を扶養している人

※障害者手帳の交付を受けている人の所得によって扶養として認定されないことがあります。

※手帳の等級や手帳の交付を受けている人の年齢、同居・別居で控除の額が異なります。

所得税及び住民税の申告時に障害者手帳を提示してください。

2. 「相続税」

相続人が障がい者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者のときは20万円)が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

次の①から③のすべてに該当する人が控除が受けられます。

- ①相続や遺贈で財産をもらったときに日本国内に住所のある人
- ②相続や遺贈で財産をもらったときに身体または精神に障がいのある人
- ③相続や遺贈で財産をもらった人が法定相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)であること

普通障がい (85歳－相続開始時の年齢) × 10万円

特別障がい (85歳－相続開始時の年齢) × 20万円

(例) 60歳で相続をして普通障がいのある人

(85歳－60歳) × 10万円 = 250万円 相続した額から250万円が控除されます

3. 「事業税・ゴルフ場利用税」

【事業税】

視覚に重度の障がいのある人が、あんま・はり等医業に類する場合、事業税が非課税となります。
※免除の申請については、南予地方局税務課にお問い合わせください。

【ゴルフ場利用税】

障害者手帳(身体、知的、精神)の交付を受けている人が、ゴルフ場を利用する場合、ゴルフ場利用税が非課税となります。

※ゴルフ場を利用する際に、手帳を提示してください。

4. 「自動車税・軽自動車税」

(1) 減免の対象となる自動車

次の①から③に該当する車が減免の対象となります。

①身体障がい者等が所有し、運転するもの

②身体障がい者等が所有し生計を一にする人が運転するもので、当該障がい者の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの

③身体障がい者等のみの世帯の方が所有し常時介護する人が運転するもので、当該障がい者の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの

※「所有」とは、納税義務が生じる日(4月1日午前0時)に所有していることです。

ただし、新規登録については登録時となります。

※18歳未満の身体障がい者の人、知的障がい者、精神障がい者の人の場合、生計を一にする人が所有する自動車も対象になります。

(2) 対象となる手帳の範囲

○知的障がい及び精神障がい

知的障がい	療育手帳に記載された障害等級が「A」の人
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が「1級」の人 (通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限ります。)

○身体障害

障害の部位		本人運転	生計同一・常時介護者運転
視覚障がい		1級から4級	
聴覚障がい		2級及び3級	
平衡機能障がい		3級	
音声・言語機能障がい そしゃく機能障がい		3級(喉頭摘出による音声機能 障害がある場合)	
上肢の肢体不自由		1級及び2級	
下肢の肢体不自由		1級から6級	1級から3級
体幹機能		1級から3級及び5級	1級から3級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級	
	移動機能	1級から6級	1級から3級
内部障がい		1級から3級	

(3) 減免申請に必要なもの

【申請者全員が必要なもの】

- ①自動車税・自動車取得税減免申請書
- ②障害者手帳
- ③運転免許証
- ④自動車税納税通知書
- ⑤自動車検査証



【生計同一、常時介護者が必要なもの】

- ⑦生計同一又は常時介護証明書
(保険証、住民票で同一世帯と確認できる場合は生計同一証明書は不要です。)
- ⑧通学、通園、通所、通院証明書 又は
通勤、生業証明書

(注1) ⑧の証明書には使用回数等が記載されているものがが必要です。

- 通学・・・学校長の証明
- 通園・・・幼稚園長、保育所長の証明
- 通所・・・施設長の証明
- 通院・・・主治医の証明
- 通勤・・・事業主の証明
- 生業・・・民生委員の証明

(注2) 生計同一者が運転する場合は、車の使用回数が月4回以下の場合には減免の対象になりません。

(注3) 常時介護者が運転する場合は、車の使用回数が週3回に満たない場合は減免の対象になりません。

5. 「税に関する問い合わせ先」

税区分	部署	電話番号
所得税・相続税	宇和島税務署	(0895)22-4511
自動車税・事業税・ゴルフ場利用税	南予地方局 税務課	(0895)22-5211
住民税・軽自動車税	愛南町役場 税務課	(0895)72-7301



ちょっとひと息豆知識(6)

【障害者のための 国際シンボルマーク】



障害のある人が利用できる建築物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。

国際リハビリテーション協会が1969年にアイルランドのダブリンで開催された総会で採択し、マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

特に車いすの利用者を限定し使用されるものではなく、障害のある人、すべてを対象としたものです。

【障害者雇用支援マーク】



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しくお願いします。

【20】移動に関すること



1. 「障がい者(児)タクシー助成事業」

障がいのある方の社会参加の促進等を図るためのタクシー料金の一部を助成する事業です。

(1) 助成の対象者

次の①から③のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳1級又は2級の手帳を所持している人

※体幹機能、呼吸機能、下肢不自由の障がいで3級の手帳を所持している人も対象となります。

②療育手帳を所持している人

③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の手帳を所持している人



(2) 申請場所

役場保健福課と各支所で申請ができます。申請の際は手帳をお持ちください。

(3) タクシー券の枚数

500円券×50枚を限度に交付します。

※申請した月によって交付枚数が変わります。例：4月申請(50枚)、5月申請(46枚)、6月申請(42枚)

(4) 利用方法等

タクシー券が使えるのは、町内の登録タクシー業者のみとなります。

【申請・相談窓口】
保健福祉課 障がい者福祉係
☎(0895)72-1212



2. 「透析患者通院交通費助成制度」

人工透析を受けている人の経済的負担を軽減するため、医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成する事業です。

(1) 助成の対象者

助成の対象者は①から④のいずれにも該当する方

- ①愛南町内に住所がある
- ②じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている
- ③町と協定を締結したタクシー業者を利用する
- ④福祉タクシー助成事業及び福祉有償運送サービス事業を利用していないこと

(2) 助成の額

自宅から医療機関までの距離に応じて算定したタクシー料金の一部をチケットとして給付します。

【4キロメートル未満】

距離により算定したタクシー料金の5分の1に相当する額(100円未満切捨て)

【4キロメートル以上】

距離により算定したタクシー料金の2分の1に相当する額(100円未満切捨て)

(3) 申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳(手帳にじん臓機能障がいと記載のあるもの)
- ②人工透析患者通院証明書(証明書は保健福祉課にあります。)
- ③写真(縦3cm 横2.4cm) ④印鑑

【申請・相談窓口】

保健福祉課 障がい者福祉係
(0895)72-1212



ちょっとひと息豆知識(7)

【愛南町内で活動している団体】

【愛南町身体障害者福祉協議会】

「愛南町身体障害者福祉協議会」は、平成17年4月に南宇和郡5町村の身体障害者団体が集まり設立された団体です。協議会では、身体障がい者の福祉を図る中核となり、会員相互の福祉の増進並びに親睦、あわせて教養を高め社会に貢献することを目的として活動しています。

【団体事務局】

愛南町城辺甲2487番地 城辺保健福祉センター内 ☎(0895)72-1212

【南宇和郡手をつなぐ育成会】

「南宇和郡手をつなぐ育成会」は、昭和63年に障がいのある子どもの保護者が集まり設立した保護者会です。育成会では、障害者知識向上研修会の開催、イベントなどへの参加、清掃美化活動、会員相互の親睦を深めるためのレクリエーションなどの活動を行っています。

【団体事務局】

愛南町城辺甲2487番地 城辺保健福祉センター内 ☎(0895)72-1212

【南宇和郡障害者の社会参加を進める会】

「南宇和郡障害者の社会参加を進める会」は平成元年に、障害のある人の社会参加を促進するための必要な支援活動を行うことを目的に設立された団体です。「進める会」では、地域住民と一体となり障がいに対する理解促進を図るための様々な活動を行っています。

【団体事務局】

愛南町城辺甲204番地1 地域活動支援センターいろり内 ☎(0895)70-1070

【21】その他の福祉制度に関すること

1. 「障害者相談員」

愛南町から委嘱を受けた、身体障害者相談員及び知的障害者相談員が障がいのある人及び家族からの相談に応じ、必要な助言や関係機関への連絡調整などを行っています。

区分	相談員	住所	連絡先
身体障害者相談員	山田 功	愛南町増田	(0895)84-2138
知的障害者相談員	田村 八千代	愛南町中玉	(0895)72-6052

2. 「パーキングパーミット制度」(身体障害者用駐車場利用者証制度)

県内の公共施設、商業施設、病院、金融機関などに設置された「車いすマークのある駐車場」の適正な利用を図るため、利用対象者に県内共通の利用者証を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、歩行が困難な人に配慮した福祉社会づくりを推進するために開始された制度です。

(1) 対象者の範囲と利用期間

対象となる人		有効期間
障害者手帳の交付を受けている人		5年間
要介護認定を受けた高齢者又は難病患者等		
一般的に歩行が困難	けがをしている人	車いす・杖の使用期間
	妊産婦の人等	産前7ヶ月～産後1年

(2) 手続きに必要なもの

区分	手続きに必要なもの
身体、知的、精神に障がいのある人	障害者手帳(身体、療育、精神)
高齢者	介護保険被保険者証
難病であると診断を受けた人	特定疾患医療受給者証
妊産婦	母子健康手帳
けが人	身分証明書(免許証、健康保険証など)



【申請・相談窓口】
 保健福祉課 障がい者福祉係
 (0895)72-1212



3. 「福祉サービス利用援助事業」

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金や大切な書類の管理に困っている人が安心して日常生活が送れるようにお手伝いします。

(1) サービスが利用できる人

次の①から③のいずれにも該当する人

- ①認知症がある高齢者、知的・精神に障がいのある人
- ②契約を結ぶこと、利用料がかかることを理解できる人
- ③事業の利用が日常生活の役に立つと思い、本人が利用を希望する人

(2) 援助の内容

- ①福祉サービスの利用援助(情報提供や利用手続きの援助 など)
※施設入所などの契約や決定すること、施設入所や入院時の保証人になることはできません。
- ②日常的な金銭の管理(預貯金の出し入れ、公共料金、福祉サービス料金の支払など)
- ③書類などの預かり(貯金通帳、印鑑(実印・銀行印)、証書などの預かり)

(3) 利用料

1時間まで 1,000円(以後、30分ごとに500円加算)
※交通費として実費程度の負担がかかる場合があります。
※銀行等の貸し金庫を使って保管サービスを行う場合は、別途保管料がかかります。

【申請・相談窓口】
愛南町社会福祉協議会
(0895)70-1251

4. 「軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業」

軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を図るため、補聴器を購入するための費用の一部を助成する事業です。

(1) 対象となる児童

助成の対象は①から④のいずれにも該当する18歳未満の人

- ①愛南町内に住所を有している
- ②原則として、両耳の聴力レベルが30デジベル以上であること
- ③聴覚障がいに関し、身体障害者手帳の交付対象とならない
- ④他の制度により補聴器購入の助成を受けていない

(2) 助成率及び耐用年数

基準額の2/3(町1/3 県1/3)

主な補聴器の種類	基準額	助成額	自己負担額	耐用年数
高度(軽度・中等度)難聴用ポケット型	34,200円	22,800円	11,400円	5年
高度(軽度・中等度)難聴用耳かけ型	43,900円	29,266円	14,634円	
重度難聴用耳かけ型	67,300円	44,866円	22,434円	

○イヤーマールドが加算される場合、基準額に「+9,000円」

○補装具費の基準に応じ、上記金額に100分の103を乗じた額が用いられる

(3)申請に必要なもの

- ①医師意見書(15条指定医が作成したもの)
- ②補聴器見積書(①に基づくもの)
- ③世帯の課税状況が確認できるもの(課税証明書など)

(4)所得の制限

市町村民税所得割の額が46万円以上の世帯は助成の対象となりません。(補装具費と同等)

【申請・相談窓口】

保健福祉課 障がい者福祉係
(0895)72-1212



5.「聴覚障がい者等FAX119番利用制度」

聴覚障害や言語障がいなどで緊急時に電話による119番通報が困難な人が愛南消防署にFAXで緊急通報ができる制度です。制度を利用するためには事前の登録申請が必要となります。

【問い合わせ先】

保健福祉課 障がい者相談支援センター係
(0895)72-1212



【22】障害者差別解消法

障害者差別解消法は、2016年4月に施行される法律です。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

こんな思い
をしたこと
はないです
か？



店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で断られた。

アパートの契約をするとき、「障がいがあります」と伝えると障がいを理由に断られた。

スポーツクラブや習い事教室などで障がいがあることを理由に入会を断られた。

視覚に障がいがあるのに役所で書類を渡されただけで口頭で説明してくれなかった。

耳が聴こえないのに、説明は言葉だけで筆談に応じてくれなかった。



【障がいを理由とする差別とは】

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下「合理的配慮」とします。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

【不当な差別的取扱いの例】





- 「障がいがある」という理由だけで
- ・スポーツクラブに入れなかった。
 - ・アパートを貸してもらえなかった
 - ・車いすだからお店に入れなかった。
 - ・盲導犬と一緒にだからと入店を断られた。

【合理的配慮をしないことの例】

- ・聴覚障がいのある人に声だけで話す。
- ・視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない。
- ・知的に障がいのある人に分かりやすく説明しない。
- ・車いすで役所に行ったときに段差があり入れないと伝えたが改善してもらえなかった。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

※合理的配慮については、民間事業所は努力義務となっています。

区分	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。



ちょっとひと息豆知識(8)

【愛南町内で活動している団体】

【愛南町ボランティア連絡会】

共に生きるまちのボランティアとして、障がい者福祉や子育て支援、まちづくり、環境美化などの13団体が町内や町外で活動しています。誰でも利用できるボランティアの拠点「プラザじょうへん」を運営し、まちの暮らしを支える新しい活動の誕生も応援しています。

【団体事務局】

愛南町蓮乗寺400番地 プラザじょうへん内 ☎(0895)73-2288

【ありんこくらぶ】

ありんこくらぶは、平成9年に障がいのある子ども(者)の家族と支援者で組織し、障がいのある子どもの存在を知って頂き理解を広め深めるよう保護者が中心となって活動しています。障がいのある子どもを通じ誰もが住みやすい町を願っています。

【団体事務局】

愛南町広見3441番地 岩井正一 方 ☎(090)8975-7127

【おれんじの会】

おれんじの会は、おれんじくらぶを利用している子どもの保護者が子育て、将来への悩み、希望等を話し合える場として発足しました。保護者自身も学習を重ね共に悩み、共に喜びを感じ合い、子どもたちの成長を願い、会員相互の交流を深め、地域の理解と協力を得ながら活動しています。

【団体事務局】

愛南町御荘平城5272番地 おれんじくらぶ内 ☎(0895)70-1152



ちょっとひと息豆知識(9)

【地域交流センター プラザじょうへん施設案内】

- 蓮乗寺にある「地域交流センター プラザじょうへん」は、愛南町ボランティア連絡会の13団体が運営する町民の憩いと交流の場です。オープンスペースで利用できます。
赤ちゃんからお年寄りまでいろんな世代の方が、朝10時から午後4時まで立ち寄られています。新聞やパソコン・インターネット利用のほか、お茶をしたりお弁当を食べたりと、一休みできる場所もあります。ボランティアグループの方がスタンバイしていて、困った時のお手伝いもできます。
- どなたでも利用できるおもちゃや絵本のある乳幼児親子ブース、福祉やボランティアの情報、障害児・者についての本人や家族・支援者の情報を学ぶ書籍や冊子もあります。
一般・青少年向きの本や雑誌、町内・県内・国内の催しや観光のパンフレットもあります。
- 障害のある方も利用できる設備を用意しています。車椅子対応型のスロープやトイレ、ちょっと横になれる場所、お湯を沸かしたり暖めたりする場所、着替えのできる場所もあります。福祉ボランティアの傾聴点訳や手話、障害・高齢者支援、子育て支援のほか環境美化、街づくりなどの情報も集まりご紹介もできます。
- プラザじょうへんでは、『まちの暮らしを優しく・美しく・元気にしたい』と
思っている方にお手伝いいただくことがいろいろあります。個人でもグループでもいつでもご相談ください。
インターネットで、「プラザじょうへん」の、
イベントカレンダーをご覧ください。
<http://vrplaza.sakura.ne.jp/>

プラザじょうへんの風景



【23】発達障がい支援

1. 発達障がい支援相談会

愛南町では、発達障がいのある方やその家族、支援者の相談窓口を開設しています。
みなさん、日々の子育てや生活の中で「なんで…？ どうして…？」と思うことがあるのではないのでしょうか。
その「…」が悩みや困りごとなのかもしれません。

この相談会が、みなさんの「なんで？ どうして？」を解決するための糸口になればと考えています。

(1) 相談の対象となる人

発達障がいの診断(疑いを含む)のある方とその保護者及び支援者

(2) 相談会開催日程

毎月1回開催(開催日は保健福祉課へお問い合わせください。)

(3) 窓口相談員

指定障害児者相談支援事業所ままと 相談支援専門員

愛媛県発達障がい者地域支援マネージャー

(4) 相談内容

個別相談の他、必要に応じて自宅や学校等への訪問を実施します。

またケース検討会及び連絡会の開催し関係機関と情報を共有し困りごとの除去・軽減を図ります。



【問い合わせ先】

保健福祉課 障がい者相談支援センター係
(0895)72-1212

【別表1(障害福祉サービス支給決定基準)】

サービス		区分	障害程度区分	支給量を定める単位	支給決定基準		
					A	B	C
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	区分6	時間/月	介護者なし	介護者に制限	介護者あり	
		区分5		76時間/月	60時間/月	44時間/月	
		区分4		68時間/月	53時間/月	38時間/月	
		区分3		57時間/月	44時間/月	31時間/月	
		区分2		46時間/月	35時間/月	24時間/月	
		区分1		35時間/月	26時間/月	17時間/月	
		児 童		30時間/月	21時間/月	14時間/月	
	重度訪問介護	区分6	時間/月	57時間/月	44時間/月	31時間/月	
		区分5		186時間/月	155時間/月	124時間/月	
		区分4		169時間/月	141時間/月	113時間/月	
	短期入所 (ショートステイ)	区分1 ～ 区分6	日/月	14日/月		7日/月	
		区分3 ～ 区分6		23日/月			
	訓練等 給付	生活介護	X	20日/月			
児童デイサービス		20日/月(週5日以内)					
就労移行支援		20日/月(週5日以内)					
就労継続支援A型		20日/月(週5日以内)					
	就労継続支援B型		20日/月(週5日以内)				

(注)介護保険制度と併給の場合は、支給決定基準の1/2の支給とする。

【別表2(愛南町内のサービス提供事業所)】

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護

事業所の名称・所在地	サービスの種類	対象となる障害
愛南町社会福祉協議会 居宅介護事業所 愛南町城辺甲2380番地 (0895)70-1011	居宅介護	身体・知的・精神・児童・難病
	重度訪問介護	身体・難病
	同行援護	身体・児童
サン・ケアワーク 愛南町城辺甲1988番地 (0895)72-5840	居宅介護	身体・知的・精神・児童・難病
	重度訪問介護	身体・難病
	同行援護	身体・児童

○就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)

事業所の名称・所在地	サービスの種類	対象となる障害
エコテリアなんぐん市場 愛南町城辺甲2934番地 (0120)79-0895	就労継続支援A型	身体・知的・精神
ワークハウスたちばな 愛南町御荘平城3659番地 (0895)73-0529	就労継続支援B型	精神
こころ 愛南町御荘平城2177番地 (0895)72-2071	就労継続支援B型	身体・知的・精神
多機能型事業所 南生 愛南町城辺甲204番地1 (0895)72-3778	就労移行支援 就労継続支援B型	身体・知的・精神
ヨハネファクトリー 愛南町御荘平城360番地 (0895)701511	就労継続支援B型	発達障がい、知的

○施設入所、短期入所、グループホーム

事業所の名称・所在地	サービスの種類	対象となる障害
いちごの里 愛南町中川1410番地1 (0895)84-3346	施設入所支援 短期入所	知的
グループホーム ひかり荘 愛南町御荘平山7番地 (0895)70-4003 愛南町御荘平城1201番地 愛南町城辺甲2934番地	グループホーム	知的・精神
グループホーム あこう 愛南町平山846番地 (0895)74-0211	グループホーム 短期入所	精神
ケアホーム すばる 愛南町上大道1201番地1 (0895)84-3347	グループホーム	知的
看護型小規模多機能型居宅介護事業所 アロハ 愛南町城辺甲2934番位 (0895)70-1588	短期入所	精神

○通所生活介護

事業所の名称・所在地	サービスの種類	対象となる障害
旭川荘南愛媛療育センター 北宇和郡鬼北町永野市1607番地 (0895)45-1101	生活介護(通所)	身体・知的・精神・難病

【別表3(日常生活用具給付品目一覧)】

区分	給付品目	対象者	耐用年数
介護 訓練 支援 用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上(介助を要する者に限る。)又は寝たきりの状態にある難病患者等	8年
	体位変換器		5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上(介助を要する者に限る。)又は下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	4年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級(介護を要する者に限る。)	5年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級(介護を要する者に限る。)又は寝たきりの状態にある難病患者等	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級(介護を要する者に限る。)又は自力で排尿できない難病患者等	5年
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障がい2級以上(原則として3歳以上の者)	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上(原則として3歳以上の者)又は下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	8年
自立 生活 支援 用具	入浴補助具	下肢又は体幹機能障がい又は入浴に介助を要する難病患者等	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上又は常時介助を要する難病患者等	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい又は下肢が不自由な難病患者等	8年

【別表3(日常生活用具給付品目一覧)】

区分	給付品目	対象者	耐用年数
自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい、てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児)・精神障がい者	3年
	トイレチェア	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい又は通常の便座上で座位を保てない難病患者等	8年
	特殊便器	上肢障がい2級以上又は上肢機能に障がいのある難病患者等	8年
	火災警報器	障がい種別にかかわらず火災発生の感知・非難が困難な障がい者(単身及びこれに準ずる世帯)	8年
	自動消火器	障がい種別にかかわらず火災発生の感知・非難が困難な障がい者又は難病患者等(単身及びこれに準ずる世帯)	8年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上(電磁調理器は盲人世帯及びそれに準ずる世帯)	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機		10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい2級(単身及びこれに準ずる世帯)	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腹膜透析を行う者	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器障がい3級以上又は同程度の障がいをもつ者又は呼吸器機能に障がいのある難病患者等	5年
	電気式たん吸引器		5年

【別表3(日常生活用具給付品目一覧)】

区分	給付品目	対象者	耐用年数
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	10年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上(単身又はこれに準ずる世帯)	5年
	盲人用体重計		5年
	パルスオキシメーター(静脈血中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な身体障がい者又は難病患者等	5年
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい又は肢体不自由者であって発音発語に著しいがいが害を有する者	5年
	情報・通信支援用具	上肢障がい又は視覚障がい者	—
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上	6年
	点字器	盲ろう、視覚障がい者	5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者)	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		6年
	盲人用腕時計(音声) 盲人用腕時計(触読)		10年

【別表3(日常生活用具給付品目一覧)】

区分	給付品目	対象者	耐用年数
情報意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者	8年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいをもつ者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい2級以上(単身及びこれに準ずる世帯)	6年
	人工喉頭(電動式)	喉頭摘出者	5年
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則2級以上)であつて、コミュニケーション、緊急時の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(単身又はこれに準ずる世帯)	—
	ファックス(貸与)	聴覚又は言語機能若しくは音声機能障がい3級以上であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として認められる者	—
	点字図書	視覚障がい者	—
	人工内耳用電池	人工内耳を装用している聴覚障がい者(児)	—
	人工内耳体外機	5年を超える期間人工内耳を装用している聴覚障がい者(児)であつて、損害保険に加入しているもの(損害保険又は医療保険の適用を受けられない者に限る。)	5年
	埋込型用人工鼻(本体部分)	喉頭摘出者で、音声機能障がいをもつし、常時埋込型の人工喉頭を利用するもの	1年
	埋込型用人工鼻(消耗部分)		—

【別表3(日常生活用具給付品目一覧)】

区分	給付品目	対象者	耐用年数
排泄管理支援用具	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	ストーマ造設者 高度の排便機能障がい者、脳原性運動機能障がい、かつ意思疎通表示困難者	—
	ストーマ用装具(蓄尿袋)	高度の排尿機能障がい者、ストーマ造設者	—
	ストーマ用装具(蓄便袋)	高度の排便機能障がい者、ストーマ造設者	—
	収尿器	高度の排尿障がい者	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具(住宅改修事業)	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能障がいに限る。)を有する者であつて障がい等級3級以上のもの。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の者)又は下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	限度額まで

【別表4(地域生活支援事業所一覧)】

事業名	事業所の名称・所在地		
手話通訳者派遣事業	愛媛県聴覚障害者協会	松山市本町6丁目11番5号	(089)923-7928
日中一時支援事業	いちごの里	愛南町中川1410番地1	(0895)84-3346
	看護型小規模多機能型居宅介護事業所 アロハ	愛南町城辺甲2934番地	(0895)70-1588
	カサヨハネ	愛南町御荘菊川1158番地2	(0895)73-7511
	ケアサポート そよかぜ	愛南町城辺甲2575番地4	(0895)70-1238

【別表4(地域生活支援事業所一覧)】

事業名	事業所の名称・所在地		
訪問入浴サービス事業	愛南町社会福祉協議会	愛南町御荘菊川1157番地	(0895)73-7773
視覚障害者点訳等支援事業	点訳奉仕グループ てんとうむしの会	愛南町城辺甲1976番地	(0895)73-2288
移動支援事業	愛南町社会福祉協議会	愛南町城辺甲2380番地	(0895)70-1011
地域活動支援センター	地域活動支援センター いろり	愛南町城辺甲209番地1	(0895)70-1070
相談支援事業	地域活動支援センター いろり	愛南町城辺甲209番地1	(0895)70-1070
	愛南社協相談支援事業所	愛南町御荘菊川1157番地	(0895)73-7775
	指定障害児者相談支援せ事業所	ままと 愛南町一本松3473番地2	090-9553-8853
	地域活動支援7センター柿の木	宇和島市柿の木1128-1	(0895)20-0901
	旭川荘南愛媛療育センター	鬼北町永野市1607番地	(0895)45-1101
	愛南町障がい者(児)相談支援センター	愛南町城辺甲2420番地	(0895)72-1212

【別表5(自立支援医療自己負担額表)】

一定所得以下			中間階層		一定所得以上
生活保護世帯	町民税非課税世帯 本人の収入80万円未満	町民税非課税世帯 本人の収入80万円以上	3万3千円未満 (所得割)	23万5千円未満 (所得割)	23万5千円以上 (所得割)
生活保護 負担額 0円	低所得1 負担額 2,500円	低所得2 負担額 5,000円	中間階層 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費対象外
			重度かつ継続(※)		
			中間階層1 負担上限額 5,000円	中間階層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上 負担上限額 20,000円

※「重度かつ継続」の範囲

【精神】(ア)統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害

(イ)3年以上の精神医療の経験を有する医師により、以下の①又は②の症状を示す精神疾患のため計画的・集中的な通院医療を継続的に必要であると認定を受けた人

①情動及び行動の障害 ②不安及び不穏状態

【更生】(ア)じん臓機能障害(人工透析、抗免疫療法)

(イ)小腸機能障害

(ウ)免疫機能障害

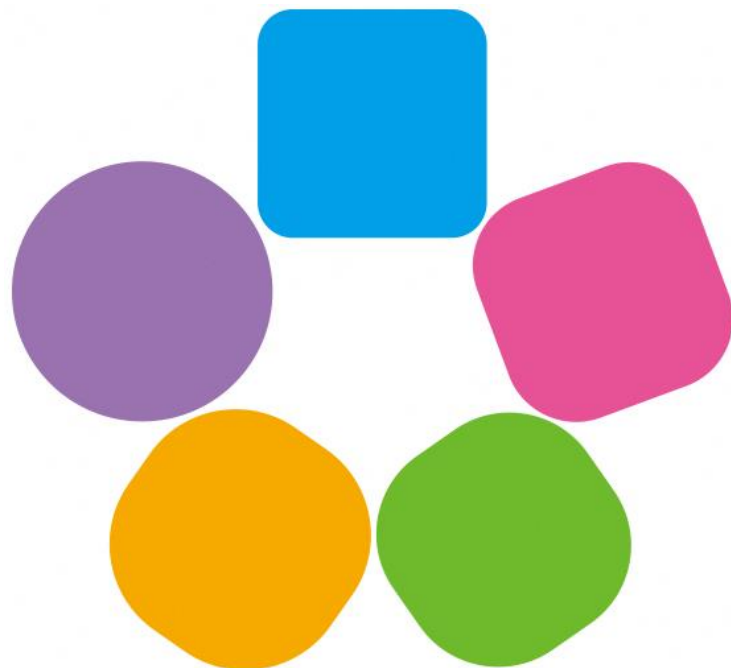
(エ)心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)

(オ)肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)

【その他】疾病に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人

【別表6(利用者負担額)】

区分		生活保護世帯	非課税世帯	課税世帯	
			低所得1	一般1	一般2
障害福祉サービス (居宅・通所)	者	0円	0円	所得割16万円未満 9,300円	所得割16万円以上 37,200円
	児	0円	0円	所得割28万円未満 4,600円	所得割28万円以上 37,200円
障害福祉サービス (施設入所等)	者	0円	0円	37,200円	
	児	0円	0円	所得割28万円未満 9,300円	所得割28万円以上 37,200円
補装具		0円	0円	所得割46万円未満 37,200円	所得割46万円以上 全額自己負担
移動支援事業 日中一時支援事業 日常生活用具給付事業 訪問入浴サービス事業		0円	0円	原則1割負担	
点訳等支援事業 相談支援事業 手話通訳者派遣事業 地域活動支援センター事業		自己負担なし			



いろこい あいなん

ainan